

## 香川県条例第5号

香川県港湾管理条例の一部を改正する条例

香川県港湾管理条例（昭和31年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前						
(占用料及び使用料) 第9条 略							(占用料及び使用料) 第9条 港湾施設を占有し、又は使用する者は、別表に定める占用料又は使用料を県に納付しなければならない。 2 略						
別表（第9条関係） 1 高松港港湾施設使用料							別表（第9条関係） 1 高松港港湾施設使用料						
種別	区分		単位	金額	備考		種別	区分		単位	金額	備考	
1～10	略						1～10	略					
11 港湾環境整備施設使用料	略						11 港湾環境整備施設使用料	略					
	店舗	略						レストハウス	店舗	1月	1平方メートルにつき	2,500円	
								その他	1月	1平方メートルにつき	2,500円		
	略							略					
	香西地区港湾緑地	パークゴルフ場	パークゴルフ場	1人につき1日	440円（ <u>児童、障害者その他の規則で定める者が使用する場合</u> にあつて	略	香西地区港湾緑地	パークゴルフ場	パークゴルフ場	1人につき1日	<u>400円</u>	回数券により利用する場合の使用料は、別に規則で定める。	

				は、 <u>220円</u> )	
		1人につき1年間		<u>11,000円</u> ( <u>児童、障害者その他の規則で定める者が使用する場合にあっては、5,500円</u> )	
		専用使用により利用する場合にあっては、1回につき1時間 <u>4,000円</u> （1時間を超えるときは、これに30分までごとに <u>2,000円</u> を加算した額）を上記によって計算された使用料の額に加算する。			
		パークゴルフ用具	1式につき1日	<u>110円</u>	
		会議室	1時間につき	<u>360円</u>	略
		シャワー室	1人につき1回	<u>110円</u>	
	多目的広場	多目的広場	1時間につき	<u>2,220円</u>	略
		夜間照明施設	1時間につき	<u>2,300円</u>	略

備考  
略  
2～4 略

		1人につき1年間		<u>10,000円</u>	
		専用使用により利用する場合にあっては、1回につき1時間 <u>4,000円</u> （1時間を超えるときは、これに30分までごとに <u>2,000円</u> を加算した額）を上記によって計算された使用料の額に加算する。			
		パークゴルフ用具	1式につき1日	<u>100円</u>	
		会議室	1時間につき	<u>330円</u>	略
		シャワー室	1人につき1回	<u>100円</u>	
	多目的広場	多目的広場	1時間につき	<u>2,020円</u>	略
		夜間照明施設	1時間につき	<u>2,100円</u>	略

備考  
略  
2～4 略

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 次項の規定 公布の日
  - (2) 別表の1の表中「レストハウス」を「店舗」に改める改正規定 規則で定める日  
(経過措置)
- 2 改正後の別表の1の表11の部店舗の款に規定する施設を使用しようとする者は、前項第2号に掲げる規定の施行の日前においても、香川県港湾管理条例第8条第2項の規定の例により、使用の許可を受けることができる。この場合において、その許可を受けた者は、同日において同項の許可を受けたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現にパークゴルフ場を1年間の使用料を納付して利用している者の当該利用に係るパークゴルフ場の使用料の額については、なお従前の例による。